

秋運輸第186号の2
令和元年10月15日

秋田県内 貨物自動車運送事業者 殿

東北運輸局秋田運輸支局長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知されましたので、了知されるよう、お願いいたします。

東自貨第241号の2
令和元年10月10日

秋田運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」の一部改正について

令和元年8月1日付け国自貨第38号により自動車局長から通達があったことから、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について」の一部を別添のとおり改正したので、了知されるとともに貴支局掲示板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、その取扱いに遺漏ないように取り計らわれたい。

公示第128号
一部改正 平成25年10月22日
一部改正 令和元年10月10日

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の
許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について

大臣権限並びに地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特
定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針を
下記のとおり定めたので公示する。

平成15年2月28日

東 北 運 輸 局 長 久 米 正 一

記

1 審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業
計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨
第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平
成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5
によるものとする。

2 標準処理期間

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可
3～5ヶ月
- (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可
(大臣権限に係るもの) 5～6ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの) 4～6ヶ月

(3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	1～3ヶ月
(4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可	
(大臣権限に係るもの)	2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～4ヶ月
(5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可	1～4ヶ月
(6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可	
(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可	
(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可	
(大臣権限に係るもの)	2～3ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
(9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可	2ヶ月
(10) 特定貨物自動車運送事業の許可	2～4ヶ月
(11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可	1～3ヶ月
(12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達	5～10日
(13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可	2ヶ月

3 その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

- ①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間等

附 則

- 1. この公示は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。
- 2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」（平成10年12月24日付け公示第44号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。

附 則(平成25年10月22日一部改正 公示第53号)

- 1. この公示は、平成25年11月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附 則（令和元年10月10日一部改正 公示第54号）

- 1. この公示は、令和元年11月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

○ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について（平成15年2月28日付け公示第78号）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示 第 1 2 8 号 一部改正 平成25年10月22日 一部改正 <u>令和元年10月10日</u></p> <p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の 許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について</p> <p>大臣権限並びに地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成15年2月28日</p> <p style="text-align: center;">東 北 運 輸 局 長 久 米 正 一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5</p>	<p style="text-align: center;">公 示 第 1 2 8 号 一部改正 平成25年10月22日</p> <p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の 許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について</p> <p>大臣権限並びに地方運輸局長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成15年2月28日</p> <p style="text-align: center;">東 北 運 輸 局 長 久 米 正 一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査基準 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5</p>

によるものとする。

2 標準処理期間

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～ <u>5</u> ヶ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 5～6ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 4～ <u>6</u> ヶ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～3ヶ月 |
| (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～4ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>4</u> ヶ月 |
| (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 | 1～ <u>4</u> ヶ月 |
| (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>3</u> ヶ月 |
| (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>3</u> ヶ月 |
| (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>3</u> ヶ月 |
| (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 | <u>2</u> ヶ月 |
| (10) 特定貨物自動車運送事業の許可 | 2～ <u>4</u> ヶ月 |
| (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～ <u>3</u> ヶ月 |

によるものとする。

2 標準処理期間

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～ <u>4</u> ヶ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 5～6ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 4～ <u>5</u> ヶ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～3ヶ月 |
| (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～4ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>3</u> ヶ月 |
| (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 | 1～ <u>3</u> ヶ月 |
| (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>2</u> ヶ月 |
| (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>2</u> ヶ月 |
| (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～ <u>2</u> ヶ月 |
| (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 | <u>1</u> ヶ月 |
| (10) 特定貨物自動車運送事業の許可 | 2～ <u>3</u> ヶ月 |
| (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～ <u>2</u> ヶ月 |

(12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達

5～10日

(13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可

2ヶ月

3 その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

①申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間

②申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間等

附 則

1. この公示は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。
2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」（平成10年12月24日付け公示第44号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。

附 則(平成25年10月22日一部改正 公示第53号)

1. この公示は、平成25年11月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

附 則（令和元年10月10日 公示第54号）

1. この公示は、令和元年11月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

(12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達

5～10日

(13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可

2ヶ月

(新設)

附 則

1. この公示は、平成15年4月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。
2. 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」（平成10年12月24日付け公示第44号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。

附 則(平成25年10月22日一部改正 公示第53号)

1. この公示は、平成25年11月1日以降、当局管内運輸支局において受理する申請事案について適用する。

(新設)